



白石齋行

三

15
634
3上



門 1 曾 4 5
號 6 3 4
裝 3 止

古畫の序



故民部少輔源后利直家説
土屋家藏古畫相傳ハ八幡殿の
 像トシテ其弱冠の比は初見ノキ其後三年其
 戦の圖なりと云ふ矣家藏臣等より其年乃て源后の繪直の
 似と云ふ事ありて其年乃て源后の繪直の
 許より送きて傳を傳中見ふにむしりて其年乃て源后の繪直の
 可て其年乃て傳を傳中見ふにむしりて其年乃て源后の繪直の
 たり源后の昔時玉を其年乃て其年乃て源后の繪直の
 豪意不羈不見との比の畫工の及ぬを其年乃て其年乃て源后の繪直の
 守信探幽
永貞女信等々栗田口法眼の畫なるといふ事ありて其年乃て源后の繪直の

果つては新はりの草世にありてその色は一に彩色の
みかき痕を見せしむる其の紋は三つありぬるも其の
りてをなすけしむる之は白を染むるに大なる
制落せしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
その色は益エしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
小きやぬりしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
多く腫より腫子のたけ前なるも其の書本は今すしむる
あり小腫子ありしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
ありしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
ありしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
ありしむるは其の色をなすしむるに白を染むる

うりしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
ありしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
ありしむるは其の色をなすしむるに白を染むる
ありしむるは其の色をなすしむるに白を染むる

正徳二年十月十八日

筑後守源君美識

右得于白石翁嫡孫源邦孝写之朱傍

伊勢平貞文書

白子先生の遺稿を讀むに於て其の筆蹟を考へて其の平生の事蹟を知るに益あり

白子先生の遺稿を讀むに於て其の筆蹟を考へて其の平生の事蹟を知るに益あり

白子先生の遺稿を讀むに於て其の筆蹟を考へて其の平生の事蹟を知るに益あり

白子先生の遺稿を讀むに於て其の筆蹟を考へて其の平生の事蹟を知るに益あり

白子先生の遺稿を讀むに於て其の筆蹟を考へて其の平生の事蹟を知るに益あり

附于白石先生所述義家畫像之後

貞丈云義家の明徳の上の紅の中は白子の入て

言さるゝとあり一説は源の氏并に紅の色を

用ひてなりと云ふ所は其の事なりと云ふは

一説は源の氏并に紅の中は白子の入て

と云ふは源の氏并に紅の中は白子の入て

と云ふは源の氏并に紅の中は白子の入て

と云ふは源の氏并に紅の中は白子の入て

と云ふは源の氏并に紅の中は白子の入て

と云ふは源の氏并に紅の中は白子の入て

為之塗以鳥漆畫以胡粉其所畫即世之所謂鞞
繪也其說頗與式合嗣後安殷西歸而請主庫者
摸社中之物以贈云今世其工心無莫知所以造
之法者故刻木模形其細大漆蓋一如之嗟其苦
獨存而其工既毛不可得其製也况於器工俱亡
乎孔子曰觚不能觚哉也蓋如此之謂與雖然
蔡邕有言曰尚有典刑吾於此者亦云
于時丁酉春三月廿九日白石美畫于深川僑居
寫疑之式吳亮史載應神帝臂上肉起如鞞萬葉集古歌亦
有鞞音之語蓋其形制如毬而有柄觸弦則鳴

邑力

者世既失其制而陽明大相國故公亦謂之
附于鞞記後

甘雨亭本

我俗所稱鞞繪也傳以為水渦之象亦因借用也
字非也虞書藻火之大周禮之畫火以圖及宣和
傳古圖所圖古器飾以圈文者皆是我所謂鞞繪
也鞞者古射著臂以避弦之器源順以謂鞞倍字
當作鞞今檢諸書竝無鞞字蓋我俗所製从革从
丙之字俗讀為火之兒語与火之繪同其器用革
為之以火繪之義取于此火亦轉言鞞者其所畫
之象如鞞也出雲州所隸畫墨郡古稱繪鞞上古

貞文按言鞠者之
鞞字指畫之各也
後鞞之字下脫繪字

神人相其地勢似畫鞞之象故名之古之畫飾用
火者最多亦指畫之於今所存者唯有樂鼓舞臺
及屋瓦之飾而已後人諱災故稱之鞞繪亦附以
水渦之象而其後亡矣下酉三月書
此處文字極其模糊，難以辨認，似有關於神事之記載。

右鞞記得于白石翁之嫡孫源邦孝為

明和六年己丑冬十一月二十四日訓點句讀
及朱旁注

平貞丈寫

右の記ふいし泉州の人を送りしといふ鞞の
かくは新井源邦孝が清いなるしよりの記す
志ふる所なりといす明和六年伊勢の遷宮地
ありしに久志本常一のおもむきてかの神事あり

神寶をにりてしりて鞆の事なるを
洞のしりての神寶も木とてしりて銀
のしりてとてしりて物やとてしりて華
のしりてとてしりて人かたにとてしりて木
とてしりてとてしりて用とてしりて

神寶のしりてしりて木とてしりて
常一のしりてしりて 延喜式のしりてしりて神宝の
麻のしりてしりて造とてしりて見とてしりて

貞丈記

附帶

先師遺像識

浪華森氏藏

明嘉靖壬子歲秋九月廿二日得先師遺像於^本驛
有執政者柔而過焉馬嘶伏策亦弗進索諸槁下得
石刻唐吳道子筆也既而視愈真其容莊而倍其視
端而遠而魯論所謂溫而厲威而不猛恭而安者與
抑亦所謂溫良恭儉盛德光輝之接於人者與戲
以天從之德百世下猶能使一物之微尚亦有知弗
敢過越矧伊人率於教動靜語默知其美而固敢
過越其心息矣弗能神交於一堂乎哉遂命立石於
學官庶吾後之佩服明教者幸瞻於斯因以感發而

與起而為之風化者矣故為之識云癸丑二月望日
知伊陽縣事安肅王學習立石
正鄧文才重立石

宣聖遺像石刻幀背記

孔夫子石刻像蓋唐吳道子筆其識云明嘉靖間有
執政者騎過伊陽城驛梁馬嘶伏策亦弗進索諸樞
下得石刻遺像云於予夫子道足以濟天下言足以
徑百世而當其生也非孫毀之子西間之及拔樹絕
糧是以車徹周于諸侯未嘗終三年淹也當時且猶
然奈何共矐威靈于遺像于百世之下蓋頭晦通塞

命也時也其於物也抑亦有數而成毀出沒弗可使
也弗可尼也但在其所遇耳世人遽以為靈為怪也
於是子巫覡僧祝之流假托妖祥皇張其道甚者偽
造百計媚惑庸俗以為奇貨若吾夫子則尊豈待此
哉而其尊亦自有焉吾友粉景文得此幅平安布中
尊崇珍襲至矣不知為其有異靈歟抑將因異靈以
祈福歟雖然夫子言曰敬鬼神而遠之又曰非其鬼
而祭之諂也然則土塑繪像將享用其靈吾望粉氏
瞻於斯心嚮往之以教化家室果然則尊崇豈可不
盡心耶寶曆丁丑初秋三日北海片猷謹識

清源國

土后光之藏書

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

參照

不用

見分

聖像考

先聖を祭るに像を設る事古始を叙ふに西をさいくせし
 像を祭る事漢に始り既を叙するに孔子文廟の祭に
 する画像は是聖像に最古を叙すは通を体とす尚を石室に
 中小をすは漢文廟ハ其後晋に顧暄之が像をすは唐の吳
 道士摩詰の二人古の唐の代の人繪をすは世を叙すは物に傳り
 之中顧暄之吳道士等は像をすは今も在關聖の孔廟に傳
 る存するなり關聖志塑像を設るは孔子何れの像にや始
 りぬ孔子何れの像にや始りぬ孔子何れの像にや始りぬ
 其事佛教中國に入らばより始るは明の在濬ハ云なり即
 山丘西方に俗に佛に像を事ふる事何れハ先聖を祭るに
 像を用ふる事古俗に倣り且の義を何るべきと凡ハ

吾人此形を西きよし金よと請ふせしるハ佛教未だ中
不ハふざりし休よりも彼一傳り國の成王此時周公且
の涉像也明堂不西き後ハ候万年也初して吾原保の涉德
也忘れ後ふましきる也亦しぬひ 王應麟 又孔子魯北大廟
不入之金人を見ぬひ是古くの言也怪し人之と宣ひ 家語
或王句踐范蠡又湖不淳く後黄金也以之吾像也請ふし
て是不つうぬひし杯 吳郡春秋 云車ハ皆是國の休也車
不之傳る也是亦ハ吾像也度て多き多くの事あり也ハ見
つ漢の丁蘭が母此像也亦不刻て車へしるハ正史吾
像也祭りし石と見たり云休ハ仏法以來之中國不來
りし不ハ何ふに又佛像と云之の中不し來りしるハ後漢
の休不始れる也云傳れど程史より先漢武帝此涉射休屠

王の天也祭れる金人を得給ひしと彼一し是則佛像也中
不不ハ一始之也休ハ未だ佛の教未だ云る中不不彼一
ざりしハ天也祭れる石の令人とハ云る之と中せし
人も傳り 聊那作醉編等不 云りハあれと仏像不事するの
中不不ハ一しるハ實ハ後漢の休不始れる不ハ何ふに
晋宋の石不もその盛ハ一成とり仏國の人ハ元より西方
の戎狄也此ハ吾形也陋くして中不の人吾像也見て教ん
生せに晋の戴顛と云し人吾意の巧也吾て多くの仏像也
造り出せり是也造る始身ハ帳の中不隠れ居て云つく
れり像也來り見る人のよしと惡と云ひ也彼て吾り不不
傳て及ぬ傳りし石と不十年が程也經て吾巧也相しきか
くてそ今の世不傳ふ處の佛菩薩亦の像ハ端座の相也を

成るるなり

尚書故実不出。今亦玉小来る紅夷の人ハ彼仏國の
地方不道き人之言髪挙りたけ若く鼻言眼志さぬ
意也。又玉仙玉の人北形也思ひやるべし。又嗟嘆の新
迦の像之梁の武帝の作ハ西方より来れる梅檀像也
了つせう之鼻言く眼志さぬくして若常の像ハ似
此是木北夷也思ふハ尚書故実の説難ハ原の次又
今も西蕃の地より来れる佛像ハ其形阿やしき中身
徳画證よと見也

彼是也保也考す小先聖也衆る小聖像也用る事ハ必しも
仏教中玉一入しより始れりとも思ふ此其長彼文森の画
像也衆る事北夷ハ漢の代よりや始りぬ人正しき史ハ

見くし新ハ唐玄宗開元八年 辛卯元正養老の制よ云也

言像と云されしと見くしりされど又唐の代よりも衆の

作ハ既ハ然る有りし中中せし人も阿れば 李元瑾玄宗の

涉時也以て言始めとも定め申すし宋の程頤 別伊川像

也用る事然るへりし一毛一髪も背さる所阿る時ハ既

又吾人ハ阿らばと云朱喜の説ハ 別晦菴先聖の像也

る事古ハ阿らばと見く元の排漢ハ小史也見る小泥人綱

人想道れる者ハ一門殊せしと云泥人元ハ聖人想記

るの法ハ非はと云り孔叢子也見る小亦先人ハ鬚眉也

ト云されと有りし如し時の君是也以て言教也換し後

也と子思の宣ひしと見くし小關聖小藏られし不若漢晋

此作の衣冠の制不して中吳道子ハ画きし不ハ鬚眉也

聖不洩すまはさふハ程順の云くぬく不古への妙画の画
さし不不まも皆是聖人の肖像は何れに來して後世の
拙工の或ハ西を或を刻める不いりてり聖人の肖像也
了洗了るるの竹ふ画きたとハ一毛一髪の遠くなく
うりし刻ませりとも既古の礼も 欠字 △進を太宗
の時より小京也帝教とハ昭されしや其後英宗の天順年
申不

太祖と聖云代不阿より後ふ之帝初後園融長祿寛正
の江武家ハ聖光院帝教此涉時

蕪別の学廬の像年久しく破れしうハ或人是也修飾ある
べしと申其太守林鶴と云し人の曰我太祖乃涉時大學
此塑像也ハ本聖也以之易ぬひきたとハ此像也ふれ也其

從是也毀ふべし幸不破れしうハ易る不本聖也以之世人
幸何の不可り阿るべきと云しうハ聖像也そに在ひ衆ふ
せんす之阿る中聖をて重る中せし不是古の之幸て聖賢
有るべき孔子ハ仙教のまご中國不のさまし前不生れ
ぬひを以りて像と云もの也新し百るべきとて 丘濬の祝
此祝ふよる 聖像ハ申不及バ從從禮の從賢也其等々本を
不ふし易られしり憲宗の成化十七年 太祖よりハ休不尚
門文昭十二年武家ハ 國子監殿祝瀾と云し人本聖也以之
義尚將軍の代不尚る 聖像不易へき由也奏せしり其幸不を聖て罪蒙り其尚不
流さるる聖の涉り孝宗の位不昂せ後ひし 初 成化二十
二年あり其後後出涉門長享二年 學士丘濬が献りし大學衍
義補の中よも先聖也祭らるべき礼也後中せしかど其世

る記されど伴律冊等也然りまひかまると小新羅切用
ひしりも後代の俗不あ来りも又知へりか後されハ
先承承也以るか新の承の始とハ中承之能知れる人
小同べ多事不也

庭史と里新食其弱不むるまで二十餘曲ハ
宮樂曲の名之
宮是神代の遺風よして別神也然るる時不用ひられし
樂よて阿らるりそ余の樂曲被是と國史不見し一亦互と
いどもそ声容此ぬを後世不傳れりと古史云は

殊殊儿脩の舞回舞楯扇杯と云す玉史不見えあり
所謂信子承風俗の類不むてハ宮是承新玉歌の樂よて傳
承承ハ周の代の頌のぬく信子承風俗の周代の十又
玉の風のぬくし也

三十四代の事推古天皇の天が下志海しめ共二十年百海
の人味摩之承新不來此り被昔矣玉不乃そ玉の被樂舞
也字が乃そ由美しれハ少年也集て是也乃わすめらる
是吳邦の樂此承國不傳れり事也始也中承べき
此年隨化燭事大業八年不阿これり○是より先の代
小新羅より樂新しなどり小承阿れど承玉の人それ
也傳ししとハ見しに
其後曰十二代文武天皇此降代不初して撰れし令也見る
小雜樂寮の牽る新文武雅曲正條雅樂等有り
于才をそ也文と云す才阿る也詩と云雅曲三條の介
也雜樂と云は美解不ハ見しとり
全局不りもゆる歌原歌人條原條生笛生笛工等のぬきハ

中朝の樂教を孝り唐樂之麗百海乐新羅乐波乐亦も吾を
原と云生と有り

波示とハ吳樂也リ小中琴解とハ見えたり

是亦ハ吳吳邦の樂教を嘗ら之あれど中朝吳邦の乐或ハ
燕管小用ひ或ハ房中不用ひらるるも程園休大樂正の尚
るもの如きもく阿多く多新習唐乐の如きもたつ小唐作
の乐の之ハ北也小奇陳隨等の樂及び唐休小新習法教
胡教等の曲又それら此曲調小倣て亦然もして能れり不
も信りありされハ新習唐乐も嘗て後世の俗乐も之也
ゆゑ小胡教夷教等の樂也も之也此ハ彼三休の古乐もハ
北亦中朝伶官此況小振許三帝と云ハ周詩五牧野のる小
括されり也中絶さくハいり也る大武の乐も也されど今

其声容也觀る小かめ武の云成の美割と也見え也

又此も小ハ柔が思見たきふも北也とりく其業也傳
州の十者此況と遠不有るハ之以て辨せんも不有のる之

此所欠文張字も見え元次

時

奇び後小前の長もて士君小買緒也も又卷取ひらる

も、も如く小阿かされハ形ハ終も来れり之

中朝の古文此の如く伶官の郭衛府史生亦の官亦有る
もハ友氏小戚の控幣目も小ましく門務也のも其も世と
あり其人也以て奴隸の如く小思ひ且ハ時君の考も小声
樂也得るせ後ひり休より括れり是則裏世の弊政もて古
の割も之阿かさ

漢對分二條

一休小之樂官の長ハ若天子の陪地也た受け申ひせ
胃子必ひ也教ふ事也つりさといれつ所なれば主任最重く
後王又先王の制よりして主官也設ふれば一ハ多々礼官
の属方丈も有りし之それ小隸せし樂原生ものめする若
是を波慶也もて主食也けみ主君の幸の時付又協律都廩
の官也亦も是亦官樂官たり又分後の作も或ハ一り或ハ
草々唐の作不及比隨の官制よりして大率の属官小大樂
令一人從 八品下 樂正 八人從 九品下 等比官也亦も凡文武の二
舞師一百四十人有りを玄宗開元の比も左右教坊也亦
て俳優雜劇也亦もめらる是より俳優雜劇の類大率の官
小之隸せは中官也亦も教坊使也ハ亦さる

常小隸也若然亦もて又教坊也亦使并小副使判官一
小判人也亦も主事也つりさといれつめらる
本朝の令也揚ふ小雅樂寮の属官小雜曲正係雜樂等の所
と生と有りさふハ本朝の制ハ雅曲正係の介雜樂也亦雅
樂寮亦隸せられたるあり

又按ふ小本朝の制雅樂寮ハ治教省に属也教省唐
名也礼部也亦大率也亦云即礼官之雅樂寮の唐名也
大樂署といハ品唐の官制よりして雅樂殿ハ從
又位下礼官也此ハ唐の大樂令ハ亦品漢也一也
一たり又

又樂工也伶官也亦伶人とも又ハ伶侑也云ふハ説文也
按ふ小伶也ハ舞之伶人ハ舞臣之
人君もてあそ 婁湯の大
比といはれ

阿リ一ノ漢院不亡ビ後漢の中身不及五ノ尚周雅鹿鳴の
曰侍と云云ハ世不終リ傳ハれる也晋ノ荀勗と云ガ
乐改メ他レニ云ク思ク是ヲてね 是ホノ子續文新 通考ト云也 至後唐
ノ世不亦ても東遊ノ歌とて見つたらさ下ハ坊舞曲ハ毎
クハ終ヒ終ル不引ハられ其樂歌ハ水多ク時不終ヒ是也
他ノ一めらるるも有らるなり是未ハ家次才云其根源
等ノ書不見一不不リさ下ハ世不終ヒ法院ハ水多ク思
ク信する不是不亦とヤ以不不也

古謹對

...

白石遺稿

人名の考

...

筑後守後五位下新井君美著

銘德也

殞公 殞亡也猶言亡君也

廣氏尊胤 廣氏蓋讀廣來津公也姓氏錄曰豐城余三世孫亦麻里依居地稱廣

來津公

一世之中重被戴照一命之期連見魁蓋謂其於國人有再造之功也

嫡子 嬌子也

不改其諱 不改其道也所謂三年無改於父之道也

銘夏克心 維藟莠心也銘或雖字

澄神照軌 凝神照軌也

六月童子 竟童子也六或亦字

意育助坤 意育助坤意憶古字

作從之夫 作從之夫也

合害喻字 合言俞也猶言俞曰俞也

无根更國 無根更固也

右那須國造得貞高中故常山源公摸而傳之乃建碑亭以置守戶碑已埋沒九百九十餘年

而後見子世矣嗟夫物之顯晦國各有時邪美今所得一本所謂傳模補是非其真者眼

未見石本也其跋曰元年上二字不甚分明乃攢印見之永昌二字也然亦非其真者眼

鳥淨見源夫武朝之天武有朱鳥號永昌字形稍似朱鳥想是歲月之文字體訛錄之因

推為朱鳥歸復考之朱鳥元年歲在丙戌而此曰己丑而當持統三年此時本邦年號闕

故假用異減年號于美竊疑以謂維我東方建國呂宋未始有稱藩異邦奉其正朔者也

偽周之號亦何以假為若其果然則文武四年只用甲子何也以余考之或以為永昌元年者

即是朱鳥四年也持統稱制無改前朝之號蓋以其據也據史持統四年庚寅正月朔始即

天位亦足以徵矣歷代繇連久多刻缺不可尺解俾其四字僅存三畫而右勇轉折處隱

若挑勾勢上頭一點乃是剝落之跡遂使觀都以為元字耳越人以為魁楚人以亂孰駕

飛冥兮哉美嘗聞之孔子曰惟器与名不可以假人魯仲連齊國一男子欲蹈海而死義不

帝秦之故也堂今天朝豈復有假以偽周之號哉我字淺陋性且不好幟不足人物雖然豈

關係則重矣大矣敢不得不辨

享保辛丑秋七月二十一日源君美書

下毛國那須郡湯津上國造碑

永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須國造

追大壹那須直提許督被賜歲次庚子年正月

二壬子日辰節弥故意斯麻呂等立碑銘德云尔

仰惟殞公廣氏尊胤國家棟樑一世之中重被戴
照一命之期連見再甦碎骨視體豈報前思是以
曾子之家無有嬌子仲丘之門無有罵考行之考
子不改其語銘夏竟心澄神照軋六月童子意香
助坤作徒之大台言喻字故無翼長飛无根更國

那須國造碑釋文終

水戸義公所納塋中鏡背圖

那須國造墓有碑不動名
啓墓索無誌仍舊復修營
嗚呼斯何人有靈即無靈

死者若有知盍鑒我哀誠
元祿辛未久某月某日

原光國識

二枚

白石遺稿

樂對

夏カハリ

筆後遺述五卷下新井君美著

板倉家
文庫記

12

675 (46)

謹對 第一條

謹瑤 我 存銘の樂曲 もと 西 部 有 る は 所謂

燕 澗 心 の 用 い ら せ り 事 於 用 代 の 禮 子 お 同 じ か き た れ が

中 神 樂 の し ら し を も て 我 國 の 樂 の 始 と や り を 盡 す
伊 井 舟 尊 の サ キ マ キ ヲ シ テ 伊 國 總 所 の 有 馬 村 に 傳 へ り
國 の り ら し け り 祭 の 時 に 花 を 持 て 祭 ふ 又 鼓 吹 幡

是を異邦の樂の我國ゆれれ其の始とや中なる支
6. **新** 年倚煬帝大業八年の事と云ふは其の代に
新舊の樂獻すべしと云ふ事ゆれれは我國の心
を伸くしはそす

其の甲子代文武天皇の御代に初として撰き一命を以て
雅樂寮の掌と云ふは其の文武雅曲正傳
6. 干戈の事也 **又** 干戈 **有** 武 **雅** 曲 **正** 傳 **外**
を雅樂と云ふ中其解ありて

其属のいしを其師の教又傳師傳生笛生笛工等の如き
皆本朝の樂部を掌て唐樂高麗百濟新羅樂等伎樂

本

等し各其師の共生とあり
6. 伎樂とも其無はりや也其解ありて
此等皆其異邦の樂部と掌す也其は本朝の樂
或は燕歌合のいし或は唐中にもいしは其國代の樂
正の掌と事の如くは其の事なり **如** 唐の代に唐
の樂の如くは **非** 其 **北** 亦唐隋等の樂及び唐代のいしは其法
部胡部等の曲又それなり也其は倭に我朝のいしは其法
に傳ふり **非** 其 **北** 亦唐隋等の樂及び唐代のいしは其法
ゆゑに胡部夷部等の樂は **其** 唐の代に唐の樂は其法
其 **三** 節 亦唐隋等の樂及び唐代のいしは其法 **武** 王牧野の事

647

れ 秦まで先王の禮樂をやめて廢れしと云ふは漢代の
初尚先生の代を考ふるに遠くもつては程は其の如き
也 漢まで一なりびの漢の
中興よりして尚周禮の四時といふものも其の傳はれ
るを晋の尚勅と云ふ 樂改め代もふりて悉く其の盡す
也 6 割注 世のより續文獻通考より見ゆ

其の禮の考へては 經飲酒禮を用ひられ 尚書四牡に
十二節尚猶に傳ふるを考へしは 禮の考へては 宋の魯に及り先王の樂也即志の
中先儒の論よりくは 宋の魯に及り先王の樂也即志の
居し代もたよりしとせし先王の世もある 事記 千五百年共

禮の儀はありしを考へては 漢の代のはじめの先王の禮樂尚傳ふるを考へしは 漢の代のはじめの先王の禮樂尚傳ふるを考へしは
初は先王の代を考ふるに遠くもつては程は其の如き也 漢まで一なりびの漢の
中興よりして尚周禮の四時といふものも其の傳はれ
るを晋の尚勅と云ふ 樂改め代もふりて悉く其の盡す
也 6 割注 世のより續文獻通考より見ゆ

さきハ樂といひ樂といひぬ... 成也顯頌の六莖帝學の五英堯の
大章帝の九詔爲の大夏湯の大漢武王の大武周の勾
つら製... 即十六五の女一人... 神官の屬小大司樂の...
成均の法を掌り... 成均の五帝の學の各一即黃帝の五帝の樂しこの官

成均の法を掌り

成均の法を掌り

國の學校を掌り國の子を教ふる樂師としハ太史の官四人
先ハ國子のぬを掌り國子を教ふる大胥の胥大師小師
并ハ樂二つ多々の官... 周の代りて樂官の長其任を以て
其ハ虞舜の時... 禮樂の官相詔り教を掌り...
小師... 禮官の屬... 樂官國子の教を掌る

伊達貞光の日記に...

秦漢よりいふ奉常の屬官なり

奉常 即古の禮官なり其の位は太常より上なり

大司馬の官あり又少府の屬官なり其府に丞あり若武帝の

御時又協律都尉の官あり其等皆樂官なり又少府の位

或は國の或は奉の位の位なり其階の官制ありて太常

の属に居る太常一人 丞一人 樂正一人 其の位を置

ぶを文武の二の舞 予一百四十人ありて其宗廟元の以りし

左右教坊を置て俳優推劇を掌するなり其位は俳優雜

劇の類に大常の属に在り其位は中官を以て教坊使と

名をす

注

中官、官者、使、其官長や其の官長は教坊の太
常也、其元朝ありて又教坊を置、使、其副使判
官一人を置て其の事を掌するなり

本朝の位を按ずると雅楽寮の属官に雅曲正儀、新樂の
師とせしむるなり其の制は雅曲正儀の外、新樂の
も雅楽寮に隸せしむる也

又按ずると本朝の制、雅楽寮は少府省に屬す、少府省の
二名、禮部とも太常とも云、即禮部に雅楽寮の属名を太
常署とせば、即禮の官制なり、其の位は少府省下の官
也、其の太常令も其の品秩ハ之に準じたり

注 684

決獄考

武州川新領約林村百姓

解保去書也教しは者甚又去

父且中合保去書也教しは者

出書とり竹本味左衛門長左下張在七月

四十二

四日分中前勤左衛門中者方尚余

保去書 三十九

保去書 三十一

右保去書妻む川新小治之河一右八丈保去書成七月

十六日回高去書門道任約林村一張就同廿日又回高去書

沙白戸一張就むめ一申安八保去書等八生坐信濃一張

新しは言方亡冊の纂系り仕は為川新一系りは極上且

中は小付正一日約林村一系は受保去書等依濃より張由

ら受保極子甚又去書小右極ゆ一在廿九日

由中は小付八月一日左右保ゆゆ一保去書等

は内川流の者有るは由兼之言不甚又去書保去書因の極子未

不盡又保ゆゆ等之同二日新の名を故人右取改り左流

死の者川より引上又人絶其自分下も系り足中は延丈保

去書小終此之申中下付足分の者是し見也保ゆゆ

目川中より死骸極子お知正難く依其去書保去書

去書言介家肉の者約林村の名産又人絶川新

是は亦言又去書回高去書中口不介保去書衣輕難具未

家肉小取上ハ中

803

802

八幡宮詣り七月十日口禱仕ゆ夜を將曰禱去來見兼打
たむし友人より忘ぬ教し川一捨ゆ由致自林取し由曰希去
流るハ父上一所不傳去清上口禱仕忘ぬ教ゆ由是又自林
疎し忘教し由昔亦不傳ゆ者吾之方中ゆ傳言希る生玉
依濃松城の者と斗喜來り傳し親教等是之末中ゆ由

卯月

秋元祖馬守

女阿り其父上兄上が承父を教せり女それ忘ぬ教し
して水中人の屍阿る也見り不承父不似たり里長不答之
玄屍を檢視夢りに承父有り官を也礼問しとる不父上兄
上の教せり有り官此檢也去てし公不中、去け女父也答り
此罪有べしや否や
右禱を按る小人傳大變有り常理也以て受去をりし次此

304

正

第二十二古
の聖人喪制
を制したま
ひし所より
てれを女子た
る者ハ父と夫
と視事いづれ
親しくいづれ
従ふべしと云
事ハ之親也
父の爲し斬衰三年也
既子
先縁絶して夫上復ぬれども未だ夫の家より去る時
時不ありて云父也見り子言父不不及奉ゆら有り
既不嫁しぬる後ハ云父死ぬれども未だ存衰不秋期也服也
既父夫の家不嫁しぬれば云天也喜り也夫不阿り是
也以て云父上以てとも只存衰也服して杖也去つり

25

其一同年よりして喪を陳く此時より何たりと云ふ父也
凡そ云ふ文も及ざる事又此よりあり
但し臨小嫌しぬる女子は其父の爲に服喪する所の輕き事
也後作の人殺むる處ありべきが故に其父此子也此子
りよして女子死すに在てハ父也天と云ふ嫌しぬハ父也天也
以父也天とせざるハ天の二有なきが故也且見くとりさ
バ人の妻とる者ハ其父也といふも是也見る事其父及
バざるハ是聖人の義別ある事也知りぬべし其父ハ
人倫ハ人倫の常と妻と小附く是也臨喪べし其父と
長ととり父ととりありととり父ととりと婦ととりハ人倫
の常とる之義とたふさるは父也たふさるは子也た
は父也たふさるは婦ととりさるハ人倫の妻とる義とたふさる

305

といふとも長とたりと云ふと云ふなく父也たふさるは父也
子ととりと云ふと云ふなく父也たふさるは父也
ありさるハ人倫の妻とる義ととりして其妻の最大あるもの
人倫たる者其父也其母也其父の妻とるもの其父也其母也
殺むるは人倫の妻とる義ととりして其妻の最大あるもの
其母たる者其母也其父也其母の妻とるもの其母也其父也
是亦の妻とる義とあり其母也其父也其母の妻とるもの
の最大あるもの其母也其父也其母の妻とるもの
臨小嫌しぬるは其母也其父也其母の妻とるもの
て其母也其父也其母の妻とるもの
唐の李麗石廣芬の別と見たり
人死すたり者其父の爲に其父也其母也其父の妻とるもの

養育りし者又其人有き小阿ふは

漢の孝平皇后小阿の夫元皇后是太子妃我國にて木

二字

曾北漢水野者の妻のゆき是亦の事也別し見たり

されど其父の爲小永史也教されてそり云く者の子未だ

そ例也見す他し我史の言君の命也更そ永父也殺んせ

し知知りて我父小答り史也教せしり也不弟之立せしり

ハ見へしり

左傳小見也是別小記して呈する亦小見也

史のり永父小答りが不弟する人ハ凡人の婦たらん者

ハ能令父ハ背事りも永父ハ背く所也理ゆかりなり

且中へし海して也園公の服割り據せし女ハ其夫也天也

して其父の爲も天也二つせはと見へた北ハ能令其父の

我夫教せし事也ゆり初てそり也公小答り以て公よのつ

孫也父母也答りの様也以て受て應りゆりゆりて也け女

の答り時其戸也正しく永父なりと去り也初て其室

長小乞く水よりおして見て後小永史也ハゆかり小知り

た北ハ其父と見とが永父教せし也ゆかり小答りといハ大

小異りけ女罷成應きり可くも其理を小使し此女其戸の

正しく永父ありり也答り後永父也見との教せしり程

ある小罪人そ立不小自教したらんハ永父の爲小答り

くそ其父と見との爲小孝悌の所阿りてそそり懐むべし

且中應きり

唐 璿

楚の石奢唐の李確父の爲小死せし例也以て中書也

此二人の事も別小見へしり

400

